

# 旅客営業規則の改定について

当社では、一部規則について、下記のとおり改定させていただきます。

## 記

### 1 改定規則

旅客営業規則

### 2 改定日

令和4年2月25日（金）初電より

### 3 改定内容

以下の新旧対照表のとおり改定いたします

以上

### 《お問合せ》

シーサイドライン 運輸部 業務課

TEL：045-787-7008

（平日9：00～17：20）

「旅客営業規則」新旧対照表

現行	改定後
<p>「旅客営業規則」 (抜粋)</p> <p>(知的障害者)</p> <p>第 37 条 当社の取扱いをする「知的障害者」とは、療育手帳制度要綱(昭和 48 年厚生省発          児第 156 号厚生事務次官通知)により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の          交付を受けている者をいう。</p> <p>2 前項の知的障害者を、次に掲げる第 1 種知的障害者および第 2 種知的障害者に区分す          る。</p> <p>(1)「第 1 種知的障害者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 知能指数がおおむね 35 以下の者であって日常生活において常時介護を要する程          度のもの</p> <p>イ 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね 50 以下の者であっ          て、日常生活において常時介護を要する程度のもの</p> <p>(2)「第 2 種知的障害者」とは、前号以外の者をいう。</p>	<p>「旅客営業規則」 (抜粋)</p> <p>(知的障害者)</p> <p>第 37 条 当社の取扱いをする「知的障害者」とは、療育手帳制度要綱(昭和 48 年厚生省発          児第 156 号厚生事務次官通知)により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の          交付を受けている者をいう。</p> <p>(注)「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認に          ついて(通知)」(令和 2 年 10 月 19 日国鉄事第 304 号国土交通省鉄道局長通知)          によるものは、療育手帳に代わるものとする事ができる。</p> <p>2 前項の知的障害者を、次に掲げる第 1 種知的障害者および第 2 種知的障害者に区分す          る。</p> <p>(1)「第 1 種知的障害者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 知能指数がおおむね 35 以下の者であって日常生活において常時介護を要する程          度のもの</p> <p>イ 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね 50 以下の者であっ          て、日常生活において常時介護を要する程度のもの</p> <p>(2)「第 2 種知的障害者」とは、前号以外の者をいう。</p>